

平準定期保険普通保険約款

後掲の平準定期保険普通保険約款は、更新前の最初の契約日によって、次のとおり読替えて適用します。

① 第2条第3項における死亡保険金の免責事由は、更新前の最初の契約日によって次のとおり読替えます。

読替え前の規定	読替え後の規定
次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて <u>3年以内</u> の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死	次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて <u>※年以内</u> の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死

※は、更新前の最初の契約日によって次の数字が適用されます。

更新前の最初の契約日	年数
平成19年4月2日以降	3 (年)
平成12年9月2日以降、平成19年4月1日以前	2 (年)
平成12年9月1日以前	1 (年)

② 第5条第4項は、更新前の最初の契約日が平成22年3月1日以前の場合、次のとおり読替えます。

読替え前の規定	読替え後の規定
4 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して <u>5営業日以内</u> に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。	4 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して <u>5日以内</u> に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

③ 第19条第1項本文は、更新前の最初の契約日が平成21年11月1日以前の場合、次のとおり読替えます。

読替え前の規定	読替え後の規定
保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、次の各号のいずれにも該当する場合には、被保険者選択を受けることなく、この保険契約の全部または一部を他の個人保険契約に変換することができます。ただし、この場合の死亡保険金額（変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、変額保険（定期型）、積立利率変動型終身保険、特殊養老保険または米ドル建特殊養老保険の場合、「基本保険金額」）は、 <u>被変換部分の死亡保険金額から解約返戻金相当額（変換請求時における被変換部分の解約返戻金の額（保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差引く前の金額）を会社所定の桁数により切捨てた金額をいいます。）を差引いた金額（この保険契約と変換後の保険契約の取扱通貨が異なる場合は、変換請求時に設定した会社所定の為替レートにより換算した金額）を限度とします。</u>	保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、次の各号のいずれにも該当する場合には、被保険者選択を受けることなく、この保険契約の全部または一部を他の個人保険契約に変換することができます。ただし、この場合の死亡保険金額（変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、変額保険（定期型）、積立利率変動型終身保険、特殊養老保険または米ドル建特殊養老保険の場合、「基本保険金額」）は、 <u>被変換部分の死亡保険金額（この保険契約と変換後の保険契約の取扱通貨が異なる場合は、変換請求時に設定した会社所定の為替レートにより換算した金額）を限度とします。</u>

平準定期保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1 責任開始期

第1条 責任開始期

2 保険金の支払

第2条 保険金の支払

第3条 保険金の支払に関する補則

第4条 戦争その他の変乱

第5条 保険金の請求、支払の手続

3 保険料の払込免除

第6条 保険料の払込免除

第7条 保険料の払込を免除しない場合

4 保険料の払込

第8条 保険料の払込

第9条 保険料の払込方法（経路）

第10条 保険料の前納

5 猶予期間および保険契約の失効

第11条 猶予期間および保険契約の失効

第12条 猶予期間中等に保険事故が発生した場合

6 保険料の自動振替貸付

第13条 保険料の自動振替貸付

第14条 自動振替貸付の取消

7 保険契約の復活

第15条 保険契約の復活

8 解約および解約返戻金

第16条 解約

第17条 解約返戻金

第18条 債権者等による解約

9 変換

第19条 変換

10 契約内容の変更

第20条 保険期間または保険料払込期間の変更

第21条 保険金額の減額

第22条 払済保険への変更

第23条 原保険契約への復旧

11 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第24条 詐欺による取消および不法取得目的による無効

12 告知義務および告知義務違反による解除

第25条 告知義務

第26条 告知義務違反による解除

第27条 告知義務違反による解除ができない場合

13 重大事由による解除

第28条 重大事由による解除

14 契約者貸付

第29条 契約者貸付

15 保険契約の更新

第30条 保険契約の更新

16 保険金の受取人

第31条 保険金の分割割合

第32条 受取人の代表者

第33条 会社への通知による保険金受取人の変更

第34条 遺言による保険金受取人の変更

第35条 死亡保険金の受取人の死亡

17 保険契約者

第36条 保険契約者の代表者

第37条 保険契約者の変更

第38条 保険契約者の住所変更

18 被保険者の業務変更等

第39条 被保険者の業務変更等

19 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第40条 年齢の計算

第41条 契約年齢および性別の誤りの処理

20 契約者配当

第42条 契約者配当

21 時効

第43条 時効

22 保険金等の据置支払

第44条 保険金等の据置支払

23 管轄裁判所

第45条 管轄裁判所

24 保険料一時払の契約に関する特則

第46条 保険料一時払の契約に関する特則

平準定期保険普通保険約款

(昭和56年2月13日制定)

(令和6年3月2日改正)

この保険の趣旨

この保険は、保険期間中に被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときに、一定額の保険金支払を保障するものです。

契約者は、所定の期間内であれば、いつでも、この保険契約の全部または一部を他の個人保険契約に変換することができます。

1 責任開始期

(責任開始期)

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

号	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始する時
(1)	保険契約の申込みを承諾した後に、第1回保険料を受取った場合	第1回保険料を受取った時
(2)	第1回保険料相当額を受取った後に、保険契約の申込みを承諾した場合	第1回保険料相当額を受取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

2 会社の責任が開始される日を、契約日とします。

3 会社が、保険契約の申込みを承諾した場合には、次の各号に定める事項を記載した保険証券を保険契約者に交付します。

号	保険証券に記載する事項
(1)	会社名
(2)	保険契約者の氏名または名称
(3)	被保険者の氏名
(4)	受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
(5)	保険期間
(6)	保険金額
(7)	保険料およびその払込方法
(8)	契約日
(9)	保険証券を作成した年月日

2 保険金の支払

(保険金の支払)

第2条 この保険契約において支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、次のとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期（復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱いが行われた後の保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期、以下同じ。）以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として保険期間中に高度障害状態（別表1）になったとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	死亡保険金額と同額	被保険者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として責任開始期以後に高度障害状態（別表1）に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなします。

(1) その疾病について、保険契約の締結、復活または復旧の際に、告知により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常を指摘されることがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

3 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）は、次のとおりです。

保険金の種類	免責事由
死亡保険金	次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
高度障害保険金	保険契約者または被保険者の故意により、被保険者が、高度障害状態（別表1）になったとき

4 保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする場合には、高度障害保険金の受取人は、第1項の規定にかかわらず、保険契約者となります。

（保険金の支払に関する補則）

第3条 会社が、高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、高度障害状態（別表1）になった時から消滅したものとします。

2 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

3 保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込みがないことのみが明らかでないために、高度障害保険金の支払事由に該当しない場合には、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときに、会社は、保険期間満了日に高度障害状態（別表1）になったものとして、高度障害保険金を支払います。

4 死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払います。

5 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わないときは、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない保険金部分の責任準備金）を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金を支払わない場合には、責任準備金その他の返戻金の払いもどしはありません。

6 前条第3項の規定にかかわらず、自殺により被保険者が死亡した場合において、次の各号のいずれにも該当する他の保険契約（本項において「前契約」といいます。）があるときは、会社の定める取扱いに従い、前契約の解約日、減額した日または払済保険に変更した日（本項において「解約日等」といいます。）における保険金額を上限として、死亡保険金を支払います。

(1) この保険契約と被保険者を同一とする保険契約であること。

(2) 会社の定めるところにより、解約日等が、この保険契約の責任開始期と同一であるとみなすことができる保険契約であること。

(3) 死亡保険金、死亡給付金または家族年金を有する保険契約であること。

7 前項の規定により死亡保険金を支払う場合において、前項の保険金額の上限を超えたことにより支払われない部分があるときは、その部分に対応する責任準備金を、死亡保険金とともに死亡保険金受取人に払いもどします。この場合、会社の取扱いに従い、精算すべき金額があるときは、会社所定の方法により精算します。

（戦争その他の変乱）

第4条 被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表1）になった場合に、その原因によって死亡し、または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響をおよぼすときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、責任準備金相当額を下まわることはありません。

（保険金の請求、支払の手続）

第5条 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

2 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、会社所定の書類（別表4）を提出して、保険金を請求してください。

3 死亡保険金の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、会社の定める取扱いに従い、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部を請求することができます。

4 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

5 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とし、会社は、保険金を請求した者に通知します。

号	確認する場合	確認する事項
(1)	保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第2条（保険金の支払）に定める支払事由に該当する事実の有無
(2)	保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3)	告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4)	この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第28条（重大事由による解除）第1項第3号ア. からオ. のいずれかに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

- 6 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して次の各号に定める日数を経過する日（複数の事項に該当する場合は180日を経過する日）とし、会社は、保険金を請求した者に通知します。

号	特別な照会や調査を行う事項	日数
(1)	前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2)	前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定	180日
(3)	前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4)	前項各号に定める事項についての日本国外における調査	180日

- 7 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより事実の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- 8 第4項から第6項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した利息をつけて支払います。

3 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

- 第6条 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3）に該当したときは、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降の保険料の払込みを免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。

- 2 前項の規定により保険料の払込みが免除された場合には、保険料は、以後払込期月の契約応当日ごとに払込みがあったものとして取扱います。
- 3 保険料の払込みが免除された保険契約については、保険料の払込みの免除事由発生時以後、次の規定は適用しません。

保険料の払込みの免除事由発生時以後に適用しない規定
第19条（変換） 第20条（保険期間または保険料払込期間の変更） 第21条（保険金額の減額） 第22条（払済保険への変更） 第23条（原保険契約への復旧） 第30条（保険契約の更新）第2項

- 4 保険契約者または被保険者は、保険料の払込みの免除事由が発生したことを知ったときには、遅滞なく会社に通知してください。
- 5 保険契約者は、保険料の払込みの免除事由が発生したときには、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出して保険料の払込みの免除を請求してください。
- 6 会社は、保険料の払込みの免除を行うに際して、第5条（保険金の請求、支払の手続）第4項から第7項の規定を準用します。

（保険料の払込を免除しない場合）

- 第7条 被保険者が、次の各号のいずれかにより前条第1項の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込みを免除しません。

号	保険料の払込みを免除しない場合
(1)	保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による時
(2)	被保険者の犯罪行為による時
(3)	被保険者の精神障害を原因とする事故による時
(4)	被保険者の泥酔の状態を原因とする事故による時
(5)	被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による時
(6)	被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による時

- 2 被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態（別表3）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響をおよぼすときは、保険料の払込みを免除しないことがあります。

号	保険料の払込みを免除しないことがある場合
(1)	地震、噴火または津波による時
(2)	戦争その他の変乱による時

4 保険料の払込

（保険料の払込）

第8条 第2回以後の保険料は、払込期間中、被保険者が生存している間、毎回第9条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める方法に従って、月払、年払または半年払の金額を払込期月内に払込んでください。

- 2 前項の払込期月は、払込方法〈回数〉に応じて、次のとおりとします。

号	払込方法〈回数〉	払込期月
(1)	月払契約の場合	月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
(2)	年払契約または半年払契約の場合	年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 3 第1項で払込むべき保険料（第1回保険料を含みます。）は、それぞれの払込期月の契約応当日（第1回保険料の場合は契約日）からその次の払込期月の契約応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
- 4 保険料期間中に保険契約が消滅した場合（保険料の払込みが免除された後に消滅した場合を除きます。）または保険料の払込みが免除された場合には、保険料期間に対応する保険料のうち未経過部分（次の払込期月の契約応当日の前日までの保険料相当額とし、1か月未満の端数は切捨てます。以下、「未経過保険料」といいます。）を保険契約者（保険金を支払うときは保険金受取人）に払いもどします。
- 5 第1項の保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込みを要しなくなった場合には、会社は、その払込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときは保険金受取人）に払いもどします。
- 6 第1項の保険料が払込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに保険金支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を保険金から差引きます。
- 7 第1項の保険料が払込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者は、未払込保険料を払込んでください。
- 8 前項の場合、未払込保険料については、第11条（猶予期間および保険契約の失効）第2項の規定を準用します。
- 9 保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、第1項の保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。
- 10 保険契約者が前項の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。

（保険料の払込方法〈経路〉）

第9条 保険契約者は、次の各号のいずれかの保険料の払込方法〈経路〉を選択することができます。ただし、第2号および第3号に定める払込方法〈経路〉は、会社が特に必要と認めた場合に限りま。

号	保険料の払込方法〈経路〉
(1)	会社の指定した金融機関等の口座振替により払込む方法
(2)	金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払込む方法
(3)	会社の本社または会社の指定した場所に持参して払込む方法
(4)	所属団体を通じ払込む方法 （所属団体と会社との間に団体取扱契約、特別団体取扱契約、集団取扱契約または特別集団取扱契約が締結されている場合に限りま。）

- 2 保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、第1項各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。
- 3 第1項の規定により選択された保険料の払込方法〈経路〉が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行うまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払込んでください。

（保険料の前納）

第10条 保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には、会社所定の利率で割引きます。

- 前項の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込みに充当します。
- 保険契約が消滅した場合または保険料の払込みを要しなくなった場合には、保険料前納金の残額を、保険契約者に払いもどします。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払いもどします。

5 猶予期間および保険契約の失効

(猶予期間および保険契約の失効)

第11条 第2回以後の保険料の払込みについては、次のとおり猶予期間があります。

号	払込方法 (回数)	猶予期間
(1)	月払契約の場合	払込期月の翌月初日から末日まで
(2)	年払契約または半年払契約の場合	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで (払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)

- 猶予期間内に保険料の払込みがないときは、保険契約は、猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した場合を除き、猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日まで（以下「失効取消期間」といいます。）に延滞保険料と、これに対する会社所定の利率で計算した利息の払込みがあったときは、会社は、保険契約者から失効の取消請求があったものとみなして、保険契約が失効しなかったものとして取扱います。

(猶予期間中等に保険事故が発生した場合)

第12条 猶予期間中に保険金支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を、保険金から差引きます。

- 猶予期間中に保険料の払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払込んでください。この未払込保険料が払込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込みを免除しません。
- 失効取消期間中に保険金支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じた場合で、失効取消期間中に前条第2項ただし書に定める延滞保険料と、これに対する会社所定の利率で計算した利息の払込みがあったときは、保険金の支払または保険料の払込みの免除を行います。
- 前項の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者を同一とする保険契約において、失効取消期間中に死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を支払います。この場合、会社は、延滞保険料とこれに対する会社所定の利率で計算した利息を、死亡保険金から差引きます。

6 保険料の自動振替貸付

(保険料の自動振替貸付)

第13条 保険料の払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、払込むべき保険料とその利息の合計額が、解約返戻金額（その保険料の払込みがあったものとして計算し、未経過保険料があるときは、その金額を含んだ額、本条の貸付または契約者貸付があるときは、その元利金を差引いた残額）をこえない間は、保険契約者の申出がなくても、会社は、自動的に保険料相当額を貸付けて保険料の払込みに充当し、保険契約を有効に継続させます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、この取扱いをしません。

- 前項の貸付は、猶予期間満了日に貸付けたものとし、貸付金の利息は、年8%以下の会社所定の利率で計算し、年単位の契約応当日ごとに元金に繰入れます。
- 本条の貸付金の元利合計額（契約者貸付があるときは、その元利金と合算します。以下本項において「元利合計額」といいます。）が会社所定の金額をこえたときは、保険契約者は、元利合計額のうち会社の定める金額を払込むことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、前項の金額が払込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。
- 保険契約者は、いつでも、本条の貸付金の元利金を返済することができます。ただし、保険契約が消滅したとき、保険期間を変更したときまたは保険金額を減額したときは支払金額から、払済保険へ変更するときは解約返戻金額から、本条の貸付金の元利金を差引きます。

(自動振替貸付の取消)

第14条 保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、保険契約者から保険契約の解約または払済保険への変更の請求があったときは、会社は、保険料の自動振替貸付を行わなかったものとしてその請求による取扱いをします。

7 保険契約の復活

(保険契約の復活)

- 第15条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内ならば、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した場合には、保険契約を復活することはできません。
- 2 保険契約者が、本条の復活を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
 - 3 会社が保険契約の復活を承諾したときは、保険契約者は会社の指定した期日までに、延滞保険料と、これに対する会社所定の利率で計算した利息を、会社の本社または会社の指定した場所に払込んでください。また、第13条（保険料の自動振替貸付）第4項または第29条（契約者貸付）第4項の規定によって効力を失った保険契約を復活させる場合には、会社の定める取扱いに従って自動振替貸付および契約者貸付の元利金も払込んでください。
 - 4 第1条（責任開始期）の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第1条第2項の「契約日」は「復活日」と読替えます。ただし、会社が保険契約の復活を承諾しても、保険証券は交付しません。

8 解約および解約返戻金

(解約)

- 第16条 保険契約者または保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）は、いつでも、将来に向かって、保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者または債権者等が本条の請求をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

(解約返戻金)

- 第17条 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込んだ年月数（年払または半年払の場合は、払込んだ年月数および経過年月数）により、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。
- 2 会社は、保険証券を交付する際に、会社の定める経過年数に応じて計算した解約返戻金額を保険契約者に通知します。
 - 3 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第5条（保険金の請求、支払の手続）第4項の規定を準用します。
 - 4 解約返戻金を支払う場合、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、解約返戻金（未経過保険料を含みます。）をそれらの元利金の返済にあてます。

(債権者等による解約)

- 第18条 債権者等による保険契約の解約は、解約の請求の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の通知が行われた場合でも、通知の時に次の方のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、所定の金額（解約の請求の通知が会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

号	保険金の受取人の条件
(1)	保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
(2)	保険契約者でないこと

- 3 保険金の受取人が前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の請求の通知が会社に到着した日以後、解約の効力が生じるまで、または第2項の規定により効力が生じないこととなるまでに、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、支払うべき金額の限度で、第2項に定める所定の金額を債権者等に支払います。この場合、支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を、その保険金の受取人に支払います。

9 変換

(変換)

- 第19条 保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、次の各号のいずれにも該当する場合には、被保険者選択を受けることなく、この保険契約の全部または一部を他の個人保険契約に変換することができます。ただし、この場合の死亡保険金額（変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、変額保険（定期型）、積立利率変動型終身保険、特殊養老保険または米ドル建特殊養老保険の場合、「基本保険金額」）は、被変換部分の死亡保険金額から解約返戻金相当額（変換請求時における被変換部分の解約返戻金の額（保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差引く前の金額）を会社所定の桁数により切捨てた金額をいいます。）を差引いた金額（この保険契約と変換後の保険契約の取扱通貨が異なる場合は、変換請求時に設定した会社所定の為替レートにより換算した金額）を限度とします。

号	変換することができる場合
(1)	責任開始の日（復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。）からその日を含めて会社所定の年数を経過しているとき
(2)	変換日における被保険者の年齢が会社所定の範囲内であるとき
(3)	変換日からこの保険契約の保険期間満了日（この保険契約を更新することができる場合は、更新した場合の最後の保険契約の保険期間満了日）までの期間が会社所定の年数以上あるとき

- 前項の変換が行われた場合は、この保険契約は変換時に被変換部分について解約されたものとして取扱い、解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 変換後の保険契約には、該当する個人保険の普通保険約款が適用されます。ただし、保険金の支払に関する規定の適用に際しては、変換前の保険期間と変換後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 保険契約者が本条の変換を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

10 契約内容の変更

（保険期間または保険料払込期間の変更）

- 第20条** 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険契約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。ただし、変更後の保険期間または保険料払込期間は、会社所定の範囲内から選択することを要します。
- 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
 - 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、次回以後の保険料を更正します。

（保険金額の減額）

- 第21条** 保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 保険金額の減額部分は、解約したものとして取扱いします。
 - 保険契約者が本条の減額を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
 - 保険金額を減額した場合において、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、この場合の解約返戻金（未経過保険料を含みます。）をそれらの元利金の返済にあてます。

（払済保険への変更）

- 第22条** 保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、次回以降の保険料の払込みを中止して、払済保険に変更することができます。ただし、払済保険に変更後の保険金額が会社所定の保険金額に満たないときは、払済保険への変更を取扱いません。
- 払済保険に変更後の保険金額は、解約返戻金（保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差引いた残額）を充当して新たに定めます。
 - 前項の保険金額が、払済保険に変更した日の原保険契約の保険金額をこえるときは、これをその保険金額までとし、解約返戻金の残額を保険契約者に支払います。
 - 保険契約者が本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

（原保険契約への復旧）

- 第23条** 保険契約者は、保険金額を減額した日または払済保険に変更した日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、原保険契約へ復旧することができます。
- 保険契約者が本条の復旧を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
 - 会社が本条の復旧を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した期日までに、会社所定の金額を、会社の本社または会社の指定した場所に払込んでください。
 - 第1条（責任開始期）の規定は本条の場合に準用します。この場合、第1条第2項の「契約日」は「復旧日」と読替えます。

11 詐欺による取消および不法取得目的による無効

（詐欺による取消および不法取得目的による無効）

- 第24条** 保険契約の締結、復活または復旧に際して、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約（復旧の場合には、復旧による保険金額の増額部分）を取消することができます。この場合、すでに払込んだ保険料は払いもどしません。
- 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または復旧したときは、その保険契約（復旧の場合には、復旧による保険金額の増額部分）は無効とし、すでに払込んだ保険料は払いもどしません。

12 告知義務および告知義務違反による解除

(告知義務)

第25条 保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結、復活または復旧の際、保険金の支払事由または保険料の払込みの免除事由の発生に関する重要な事項のうち書面（会社の定める情報端末を用いた場合は、表示された告知画面。以下、本条において同じとします。）で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第26条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約（復旧の場合には、復旧による保険金額の増額部分）を解除することができます。

- 2 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払または保険料の払込みの免除を行いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みを求めることができます。
- 3 保険金の支払事由または保険料の払込みの免除事由の発生が、保険契約解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込みの免除を行います。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 5 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。

(告知義務違反による解除ができない場合)

第27条 会社は、次のいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。

号	告知義務違反による解除ができない場合
(1)	保険契約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
(2)	会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第25条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
(3)	保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第25条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
(4)	解除の原因となる事実を、会社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
(5)	保険契約が、責任開始の日（復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。以下本号において同じ。）からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき、ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が発生（責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金の支払または保険料の払込みの免除が行われない場合を含みます。）したときを除きます。

- 2 前項第2号および第3号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第2号および第3号の規定は適用しません。

13 重大事由による解除**(重大事由による解除)**

第28条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

号	重大事由による解除となる場合
(1)	保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が、この保険契約の保険金（高度障害保険金、保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2)	この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3)	保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当する場合 ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること エ. 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4)	この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待し得ない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
(5)	会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2 死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、次のとおり取扱います。

号	支払事由が生じた後に保険契約を解除する場合の取扱
(1)	会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた死亡保険金または高度障害保険金の支払事由による保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号ア. からオ. のいずれかに該当した者が保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本号について同じとします。）を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
(2)	会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料の払込みの免除事由による保険料の払込みの免除を行いません。また、すでに保険料の払込みを免除していたときは、払込みを免除した保険料の払込みがなかったものとして取扱います。

3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。

4 この保険契約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払いもどします。

5 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項第1号の規定を適用し保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払いもどします。

14 契約者貸付

（契約者貸付）

第29条 保険契約者は、解約返戻金（保険料の自動振替貸付または本条の貸付があるときは、その元利金を差引いた残額）の会社所定の範囲内で貸付を受けることができます。ただし、次のいずれかに該当する場合には、本条の貸付は取扱いません。

号	契約者貸付を取扱わない場合
(1)	貸付金が会社所定の金額に満たないとき
(2)	残余保険期間が会社所定の年数に満たないとき

2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。

3 本条の貸付金の元利合計額（保険料の自動振替貸付があるときは、その元利金と合算します。以下、本項において「元利合計額」といいます。）が会社所定の金額をこえたときは、保険契約者は、元利合計額のうち会社の定める金額を払込むことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

4 会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、前項の金額が払込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。

5 保険契約者は、いつでも、本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、保険契約が消滅したとき、保険期間を変更したときまたは保険金額の減額をしたときは支払金額から、払済保険へ変更したときは解約返戻金額から、本条の貸付金の元利金を差引きます。

6 保険契約者が本条の貸付を受けるときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

15 保険契約の更新

(保険契約の更新)

第30条 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、保険期間満了日の2週間前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、自動的に更新され継続するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新できません。

号	更新できない場合
(1)	更新前の保険契約が第22条（払済保険への変更）の規定により払済保険へ変更されているとき
(2)	更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
(3)	保険料払込期間が保険期間より短いとき

2 保険契約者は、前項の規定による保険契約の更新に際し、保険期間満了日の2週間前までであれば、被保険者選択を受けることなく、更新後の保険契約の保険金額の増額を請求することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申出による更新の取扱いをしません。

号	更新後の保険契約の保険金額の増額を取扱わない場合
(1)	更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
(2)	更新後の保険契約の保険金額が会社の定める範囲をこえるとき
(3)	更新前の保険契約の保険期間が会社の定める範囲に満たないとき

3 保険契約者が、前項の増額を請求するときは、会社所定の書類を、会社に提出してください。

4 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同じとします。ただし、会社の定める取扱いに従い、保険期間を変更して更新されることがあります。

5 更新された保険契約の保険料は、更新時の被保険者の年齢によって計算します。

6 保険契約者は、更新後の保険契約の第1回保険料を、更新日（契約応当日）の属する月の末日までに、会社に払込んでください。この場合、第11条（猶予期間および保険契約の失効）第1項ならびに第12条（猶予期間中等に保険事故が発生した場合）第1項および第2項の規定を準用します。

7 猶予期間中に前項の保険料の払込みがないときは、保険契約は更新されず、更新前の保険契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。

8 本条の規定によってこの保険契約が更新された場合には、次の各号のとおり取扱います。

号	保険契約が更新された場合
(1)	第2条（保険金の支払）、第6条（保険料の払込免除）および第27条（告知義務違反による解除ができない場合）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
(2)	更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率を適用します。
(3)	第1項の規定によってこの保険契約が更新された場合、更新前の保険金額と更新後の保険金額は同額とします。
(4)	第2項の規定によってこの保険契約が更新された場合、更新後の保険契約の保険金額の増額は、更新日から効力を生じるものとします。
(5)	更新後の保険契約の保険証券は交付しません。

9 第1項から前項までの規定にかかわらず、更新時に、会社がこの保険契約の締結を取扱っていないときは、この保険契約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、第1項の規定による更新の取扱いに準じて、この保険契約と同種類の会社所定の他の保険契約をこの保険契約の保険期間の満了日の翌日に締結します。この場合、この保険契約と他の保険契約の保険期間は継続されたものとします。

16 保険金の受取人**(保険金の分割割合)**

第31条 保険金の受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、平等の割合として取扱います。

(受取人の代表者)

第32条 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。

2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

(会社への通知による保険金受取人の変更)

第33条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金の受取人を変更することができます。

2 保険契約者は、高度障害保険金の受取人を変更することができません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が法人の場合には、第2条（保険金の支払）第4項の規定にかかわらず、保険金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、高度障害保険金の受取人を、被保険者に変更することができます。

3 保険契約者が前2項に定める変更を通知するときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。こ

の場合、会社は、その変更についての手続が完了した旨を保険契約者に通知します。

- 4 第1項および第2項に定める変更の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による保険金受取人の変更)

第34条 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金の受取人を変更することができます。

- 2 前項の死亡保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 保険契約者の相続人が前項の通知をするときは、会社所定の書類(別表4)を会社に提出してください。

(死亡保険金の受取人の死亡)

第35条 死亡保険金の受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人(その法定相続人が死亡した場合、死亡した法定相続人の死亡時の法定相続人)を死亡保険金の受取人とします。

- 2 前項の規定により死亡保険金の受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金の受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金の受取人を死亡保険金の受取人とします。
- 3 前2項の規定により死亡保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、各受取人の受取分は、平等の割合とします。

17 保険契約者

(保険契約者の代表者)

第36条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

(保険契約者の変更)

第37条 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、会社所定の書類(別表4)を、会社に提出してください。

(保険契約者の住所変更)

第38条 保険契約者が、住所(通信先を含みます。)を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

- 2 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

18 被保険者の業務変更等

(被保険者の業務変更等)

第39条 被保険者が、保険契約の継続中どのような業務に従事し、またはこの場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

19 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第40条 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切捨てます。

- 2 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第41条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取消することができるものとし、保険契約を取消したときはすでに払込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは会社の定める取扱いに従い、契約年齢、保険期間または保険料払込期間などを変更して保険料を更正し、その過不足金額を精算します。

- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項に準じる方法で処理します。

20 契約者配当

(契約者配当)

第42条 この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

21 時効

(時効)

第43条 保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込みの免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

22 保険金等の据置支払

(保険金等の据置支払)

第44条 保険契約者（保険金等の支払事由発生後は、保険金等の受取人）は、会社の定める取扱いに従い、会社から支払を受ける保険金等の全部または一部について、据置支払を請求することができます。

- 2 前項に定める据置支払を請求した場合には、会社の定める期間、保険金等を会社に据置き、据置期間満了の際、元金と据置期間に対応する会社所定の利率で計算した利息を支払います。
- 3 据置支払による受取人は、あらかじめ保険契約者から反対の申出がない限り、据置支払を取りやめて会社所定の計算方法による未払金の現価を一時に請求することができます。
- 4 据置期間中に受取人が死亡したときは、会社所定の計算方法による未払金の現価を受取人の法定相続人に支払います。
- 5 会社は、受取人に据置期間および支払額その他必要事項を記載した証書を交付します。
- 6 据置期間中に受取人が第28条（重大事由による解除）第1項第3号に定めるいずれかの事由に該当し、この保険契約の全部または一部を解除したときは、会社所定の計算方法により、解除した部分の未払金の現価をその受取人に支払います。

23 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第45条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄の支社）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

- 2 この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

24 保険料一時払の契約に関する特則

(保険料一時払の契約に関する特則)

第46条 保険料一時払の契約については、次の規定は適用しません。

保険料一時払の契約に適用しない規定

- | |
|---|
| <p>第6条（保険料の払込免除）
 第7条（保険料の払込を免除しない場合）
 第8条（保険料の払込）
 第9条（保険料の払込方法（経路））
 第10条（保険料の前納）
 第11条（猶予期間および保険契約の失効）
 第12条（猶予期間中等に保険事故が発生した場合）
 第13条（保険料の自動振替貸付）
 第14条（自動振替貸付の取消）
 第22条（払済保険への変更）
 第30条（保険契約の更新）</p> |
|---|

- 2 保険料一時払の契約については、第1条（責任開始期）の規定中、「第1回保険料」は「一時払保険料」と読替えます。